

児童手当現況届の提出をお忘れなく

鏡野町から児童手当を受給されている方（以下「受給者」といいます）には、6月上旬に現況届を郵送しますので、6月末までにご提出をお願いいたします。

現況届は、児童手当の受給資格の確認のために毎年6月に必ずご提出いただくもので、児童手当の受給者は、現況届に必要事項を記入し、その他に必要な書類とともに6月末までに市町村へ提出することが児童手当法により定められています。

期限内に現況届が提出されない場合は、現況届が提出されるまで児童手当が差し止めになりますので、ご注意ください。

また、現況届は返信用封筒での提出が可能ですので、窓口へのご持参が困難な場合は、現況届に同封する返信用封筒をご利用いただき、郵送にてご提出ください。

（提出の際には書類への記載や押印、必要書類などをご確認の上、ご提出をお願いします。）

対 象 者	必要なもの	備 考
受給者全員	印鑑	現況届や各種届出等の書類への押印をお願いします。
	健康保険証の写し	受給者・配偶者のどちらも写しが必要です。
15歳以下の児童と別居している受給者	監護事実についての申立書	受給者と別居している15歳以下の児童が鏡野町内に居住している場合は、監護事実についての申立書の提出が必要です。 （児童と同居している受給者の提出は不要です。）

※この他にも児童手当の受給状況を確認するため、書類をご提出いただく場合があります。

※マイナンバー制度による情報連携により、所得情報の確認が可能となったため、平成31年1月1日以降に鏡野町に転入された方や鏡野町以外の市町村で課税されている方の所得課税（控除）証明書及び受給者と別居している児童の住民票の提出は原則不要になりました。

お問い合わせ先 鏡野町保健福祉課 子育て支援係 担当：榎本
電話 (0868) 54-2986 FAX (0868) 54-2891

ひとり親家庭等医療費受給資格証の更新について

ひとり親家庭等医療費の受給資格証の有効期限は毎年6月30日までになります。

継続してひとり親家庭等医療費の受給対象となる方は、受給資格証の更新が必要です。

受給資格証の更新対象となる方には事前に通知をお送りしますので、忘れずに受給資格証の更新手続きを行ってください。

なお、前年度に受給対象であった方も、前年分所得税が課せられた場合には非該当となりますので、ご了承ください。（非該当となる方には通知をお送りします。）

お問い合わせ先 鏡野町保健福祉課 子育て支援係 担当：坪井
電話 (0868) 54-2986 FAX (0868) 54-2891